

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	750	694
有価証券	1	0
動 産	5	4
不動産	29,501	31,758
その他	—	—
計	30,258	32,458
信用保証協会・信用保険	41,025	44,546
保 証	14,371	13,835
信 用	50,924	54,354
合 計	136,581	145,194

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	3	—
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	3	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	17	14
信 用	32	11
合 計	53	25

貸出金の使途別残高

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	61,571	45.0%	67,622	46.5%
運転資金	75,009	54.9%	77,572	53.4%
合 計	136,581	100.0%	145,194	100.0%

貸出金の業種別内訳

(単位：先数、百万円)

業種区分	令和6年度			令和7年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	321	7,729	5.6%	321	7,993	5.5%
農業、林業	40	575	0.4%	40	496	0.3%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	942	0.6%	3	942	0.6%
建設業	720	11,890	8.7%	800	13,175	9.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	23	2,496	1.8%	18	2,018	1.3%
情報通信業	26	635	0.4%	24	604	0.4%
運輸業、郵便業	105	3,551	2.5%	117	3,967	2.7%
卸売業、小売業	497	10,631	7.7%	527	11,388	7.8%
金融業、保険業	28	4,239	3.1%	25	3,784	2.6%
不動産業	334	29,124	21.3%	362	32,548	22.4%
物品賃貸業	8	232	0.1%	7	229	0.1%
学術研究、専門・技術サービス業	50	837	0.6%	52	1,131	0.7%
宿泊業	10	1,828	1.3%	11	1,738	1.1%
飲食業	335	2,376	1.7%	357	2,538	1.7%
生活関連サービス業、娯楽業	155	1,987	1.4%	160	1,945	1.3%
教育、学習支援業	27	1,024	0.7%	31	1,032	0.7%
医療・福祉	135	7,092	5.1%	157	8,082	5.5%
その他のサービス	332	7,542	5.5%	360	7,551	5.2%
国・地方公共団体等	5	9,584	7.0%	5	11,195	7.7%
個人	6,279	32,256	23.6%	6,140	32,829	22.6%
合 計	9,432	136,581	100.0%	9,517	145,194	100.0%

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率・預証率

		令和6年度	令和7年度
預貸率	期末	49.19%	53.58%
	期中平均	46.84%	50.04%
預証率	期末	17.09%	14.47%
	期中平均	17.86%	15.74%

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	875	876
危険債権	2,154	2,467
要管理債権	170	317
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	170	317
小 計 (A)	3,200	3,661
保全額 (B)	2,480	2,766
個別貸倒引当金 (C)	755	796
一般貸倒引当金 (D)	18	34
担保・保証等 (E)	1,706	1,935
保全率 (B) / (A) (%)	77.49%	75.57%
引当率 ((C)+(D)) / ((A)-(E)) (%)	51.80%	48.16%
正常債権 (F)	133,544	141,678
総与信残高 (A) + (F)	136,744	145,339

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
令和6年度	一般貸倒引当金	104	100	—	104	100
	個別貸倒引当金	678	755	1	676	755
	合 計	782	855	1	780	855
令和7年度	一般貸倒引当金	100	140	—	100	140
	個別貸倒引当金	755	796	10	744	796
	合 計	855	936	10	844	936

貸出金償却の額

(単位：百万円)

令和6年度	1
令和7年度	1